

# 医療安全対策に関する取り組み事項

## 1 医療安全に関する基本的な考え方

患者様は、病気の診断や治療を希望して来院します。患者様は、病気とそのスタッフを信用して注射、検査等を受けます。この信用を裏切る医療事故は、絶対に避けなければなりません。当院は、医療の安全を守るために必要な組織をつくり、職員への持続的な教育を行います。

職員が守るべき心得は、以下のとおりです。

- ① 自分あるいは自分の家族が患者様になったと想定して、業務を行います。
- ② 自分は、患者様の安全を絶対を守るという意識を持って、業務を行います。
- ③ 決められた手順を遵守し、自分勝手に変更をしません。
- ④ 不確かなことは、必ず確かめてから行います。
- ⑤ 自分の技量を越えているかもしれないと思ったときは、必ず経験者に相談をしてから行います。
- ⑥ 医療事故は、絶対隠さず報告します。患者様への背信行為だけでなく、病院の社会的信用の失墜となります。

## 2 指針とマニュアル

医療事故防止と、事故時の対応を目的とし、[医療事故防止対策マニュアル]を作成して、医療事故が起きたときの対応、緊急連絡網などの実際の対応については、このマニュアルに従って行います。

院内共通マニュアルとしては、下記のものがあります。

- ① 医療事故防止対策マニュアル
- ② 院内感染対策マニュアル
- ③ 苦情対応マニュアル
- ④ 患者サポート体制（相談窓口）運用マニュアル
- ⑤ 医療事故調査委員会細則

当院の医療安全管理体制について、患者様が情報を求めたときは、医療安全管理の指針を含め、上記マニュアルを患者様が閲覧することができます。

## 3 組織

医療事故を防止するため、院内全体の効果的な組織体制とするため、医療事故防止対策委員会を設置し、毎月1回委員会を開催しています。

## 4 インシデントとアクシデント

当院では、医療現場で起こった問題点を、医療事故対策委員会に報告することになっています。報告すべき事象は、インシデント報告書があります。

インシデント報告書は、レベル0・レベル1・レベル2・レベル3a・レベル3b・レベル4a・レベル4b・レベル5の8段階に分類されています。

アクシデントとは、医療行為の中で患者様に傷害が及んだ場合のことをいい、レベル3a以上をさします。

レベル0は、日常の診療現場でヒヤリとしたり、ハットしたりする出来事をいいます。

## 5 医療事故が発生した場合

万一、医療事故が発生した場合には、まず患者様の救命、処置に努めます。次に定められた手順で、事故の発生の報告をするとともに、医療安全対策委員会において、対応及び再発防止策を協議します。

## 6 医療事故防止のための職員の教育及び研修

医療に関わる安全管理のための基本的考え方及び具体的方策について、院内職員に周知徹底を図ることで、個々の職員の安全に対する意識、安全に業務を遂行するための技能やチームの一員としての意識の向上を図るため、職員の教育及び年2回以上研修を実施します。

## 7 医療安全対策地域連携加算1を届出している医療機関による評価を、年1回程度受ける。相互の医療安全体制について、チェックリストなどを用いた評価を実施・記録する。